

新聞折込広告取扱基準

当社は日本新聞協会の「折込広告の取扱基準」および、新聞社の「広告掲載基準」を参考として、折込広告取扱基準を設けており、つぎのような折込広告はお引受けできかねますのでお含みください。

- (1) 広告の内容がはっきりしないもの。および、広告主の所在地、事業所名、電話番号（フリーダイヤルのみ不可）、または責任者の記載がないもの。
（特に会場を借用して、催事・出張販売などを行う場合は、主催者の住所氏名の記載が必須条件です）
- (2) 虚偽誇大な表現を用いたもの。景表法(不当景品付販売・不当表示の禁止)、商標法、不正競争防止法（コピー商品などの販売宣伝の禁止）に違反するもの。
- (3) 広告主の一方的主張、もしくは主観的意図、表現がみられ、結果的に他者を誹謗、名誉、信用を傷つけると思われるもの。
- (4) 抽選券、懸賞応募券、福引券などを刷込んだもの。（新聞業における独禁法上の特殊指定）および射幸心を煽る内容で、結果として読者に不利益をもたらすと思えるもの。
- (5) パンフレット・小冊子に類するもの、ビニール袋入。
- (6) 二つ以上の事業所が連合（連名）して行う広告。（ただし商店街、テナントなどの記念行事、統一売出しものは除く）
- (7) 煽情的な言葉や、写真、イラストなどを使用したもので、青少年に有害とみられるもの。
- (8) 不動産広告で、販売物件の地目、建築の可否、建ぺい率、所在地、交通、詳細な案内図、設備、価格、販売条件、民事上責任を負う売主名、宅地建物取引業の登録番号などが明確に記載されていないもの。
- (9) 政治問題について、極端な主義主張を述べたもの、立候補が予測されている人物の名称を記載するなど、選挙の事前運動と推量されるもの。
- (10) 本社の新聞と混同、誤認されと思われるもの（新聞形態のもの）。および折込広告に、他紙の社名、題字、記事、催事などが掲載、引用されているもの。
- (11) 暴力、とばく、麻薬、売春などの行為を肯定、美化したもの。
その他、風紀を乱したり、犯罪を誘発するおそれのあるもの。
- (12) 貸金業広告で登録番号（都道府県知事登録）他、貸金業規制法で定められた必要事項が表示されていないもの。
- (13) 前記景表法などのほか、薬事法、医療法など、法律や条例に抵触すると思われるもの。
- (14) 新聞店の販売活動に支障をきたし、不利益になると判断されるもの。
- (15) そのほか、新聞社がそれぞれ定めた広告掲載基準に照らして、新聞折込が不相当と認められるもの。

* 上記に限らず、判断がむずかしいものは、新聞発行本社、関係諸機関の指導・協議によって決めさせていただきます。なお、ご不明の点がありましたら当社へご相談下さい。